

事業者の皆様へ

事業系ごみの分け方・出し方

事業者の責務

事業活動に伴って出るごみは、事業者が自らの責任において適正に処理することが義務づけられています。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条）

事業系ごみとは

店舗、会社、事務所、工場、農業など、営利を目的とするものだけでなく、病院、官公署など、公共サービス等を行っているところも、事業活動から出されたごみは事業系ごみにあたります。従業員が飲んだお茶がらや食べたお弁当の残りなど、「量が少ない」「家庭から出るごみと内容が変わらない」場合でも、事業所から出ると事業系ごみになります。

事業活動に伴って出されるごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、その処理方法が異なります。

事業系ごみ	事業系一般廃棄物	工場、飲食店、小売店、スーパー、農業、事務所等から発生するお茶がら、生ごみ類、たばこの吸殻、紙ごみ、ビン、缶、木製机、布団など（事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの）
	産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物で、法及び政令で定めるもの（燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、がれき類など）

事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物は、大崎上島環境センターに直接持ち込むか、町の許可を受けた「一般廃棄物収集運搬許可業者（大崎島環境衛生社 ☎ 62-1236）」へ収集を依頼してください。

産業廃棄物について

産業廃棄物は大崎上島環境センターでは処理できません。産業廃棄物処理業者へ処理を依頼してください。

産業廃棄物処理業者の紹介

一般社団法人 広島県資源循環協会 ☎ 082-247-8499